

資格者証交付申請書 「作成の手引き」

【1級国家資格者等用】

(実務経験更新申請者用)

◆ この「作成の手引き」は、以下1, 2の場合にご使用ください。

1. 「1級国家資格者等」(以下の方)が新規、追加、更新の申請をする場合

- ☆ 建設業法による1級技術検定の合格者
- ☆ 建築士法による1級建築士免許を受けた方
- ☆ 技術士法による第2次試験の合格者
- ☆ 国土交通大臣認定者

(注) 解体工事業の資格をご申請される方のうち「解体工事の実務経験証明書」をご提出される方は最寄りの支部・事務所窓口申請書類等をご持参のうえ記載内容の確認を受けてください。

2. 「実務経験による資格者証保有者」が更新の申請をする場合

(注) 「実務経験」で新規、追加の申請をされる方は、この申請書類はご利用出来ません。

『実務経験者用の「資格者証交付申請書類」』(黄色封筒)を入手のうえ、ご申請ください。

一般財団法人 建設業技術者センター

ホームページアドレス <http://www.cezaidan.or.jp/>

目 次

※ 平成28年6月1日より改正建設業法が施行されました	1
※ 監理技術者について	1
※ 監理技術者講習の登録講習実施機関一覧	1
※ 「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について	2
※ 解体工事業の新設に伴う監理技術者資格者証について	4
※ 解体工事の実務経験証明書	6
※ 関係資料1：監理技術者講習について	8
※ 関係資料2：解体工事の技術者について	9
※ 個人情報保護基本方針について	10
※ 監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて	11
※ 監理技術者資格者証制度について	12
※ 監理技術者の資格要件	12
1. 資格者証の申請方法	13
2. 資格者証の申請等の種類	14
3. 資格者証の交付等手数料	14
4. 資格者証の有効期間	14
5. 資格者証の交付申請におけるご注意	14
・「所属建設業者」についてのご注意	15
6. 交付申請に必要な書類	16
7. 交付申請書の記入例	18
8. 保存版「監理技術者資格者証の交付後に必要となる手続き」	20
・変更届出	20
・再交付申請	21
・資格者証交付後の監理技術者講習受講修了履歴の取扱いについて	22
9. 資格者証交付申請に関するお問い合わせ先	22
10. 交付申請書類等の入手方法について	22
11. 「合格証明書」等の書き換え・再交付	23
※ 一般財団法人建設業技術者センター支部・事務所一覧表	裏表紙

監理技術者資格者証の申請前に必ずお読みください！

平成28年6月1日より改正建設業法が施行されました

1. 「監理技術者資格者証」に「監理技術者講習修了証」が統合されました

監理技術者の「資格者証」と「講習修了証」の2枚のカードが、監理技術者資格者証の両面を使って1枚に統合されました。

資格者証交付申請書に、有効な監理技術者講習修了履歴をご記入いただくことにより、資格者証の裏面に、講習修了履歴が印字されるようになりました。

また、各講習実施機関は講習修了証に代えて、「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を発行し、そのラベルを講習修了者が資格者証の裏面の所定の箇所に貼付することでも、講習を修了したことの証明となります。

詳しくは、[2～3ページの「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について](#)をご覧ください。

**なお、当財団では「監理技術者講習」を実施しておりません。
下欄の「登録講習実施機関」へお問合せください。**

2. 建設業の業種に「解体工事業」が新設されました

社会資本の老朽化に伴う維持更新時代の到来を見据え、今後増大が見込まれる解体工事の安全と品質を確保することを目的として、約40年ぶりに業種区分の見直しが行われ「解体工事業」が新設されました。「解体工事業」が新設されるに伴い、監理技術者等の技術者資格が規定されました。

詳しくは、[4～5ページの「解体工事業の新設に伴う監理技術者資格者証について](#)」をご覧ください。

監理技術者について

- ・ **専任の監理技術者として建設工事に携わる方は、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。**（建設業法第26条第4項）
- ・ **監理技術者資格者証の交付は、監理技術者講習修了の有無にかかわらず可能です。**
- ・ ただし、監理技術者資格者証の交付を大臣認定の資格で受ける方は、資格者証の申請とは別に大臣認定の更新手続き（大臣認定の有効期限前の1年以内に監理技術者講習の修了）が必要です。
- ・ 平成20年11月28日より専任の監理技術者を配置すべき工事において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了している事が必要な工事の範囲が拡大されました。

監理技術者講習の登録講習実施機関一覧（監理技術者講習のお問い合わせ先）

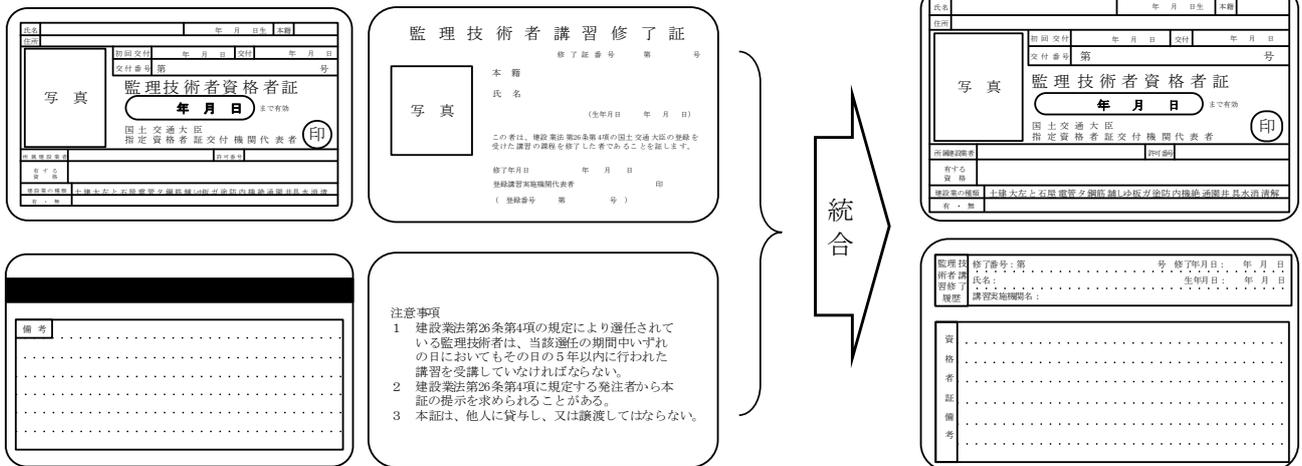
H28.8.22現在

名称	連絡先	ホームページアドレス
・(一財)全国建設研修センター	042-300-1741	http://www.jctc.jp
・(一財)建設業振興基金	03-5473-1586	http://www.fcip-ko.jp/
・(一社)全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423	http://www.ejcm.or.jp/
・(株)総合資格	03-3340-3081	http://www.shikaku.co.jp/
・(株)日建学院	03-3988-1175	http://www.nik-g.com
・(公社)日本建築士会連合会	03-3456-2061	http://www.kenchikushikai.or.jp/

(ご注意) 登録講習実施機関は、変更されている場合もございますので、最新の実施機関に関する情報は国土交通省HPでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

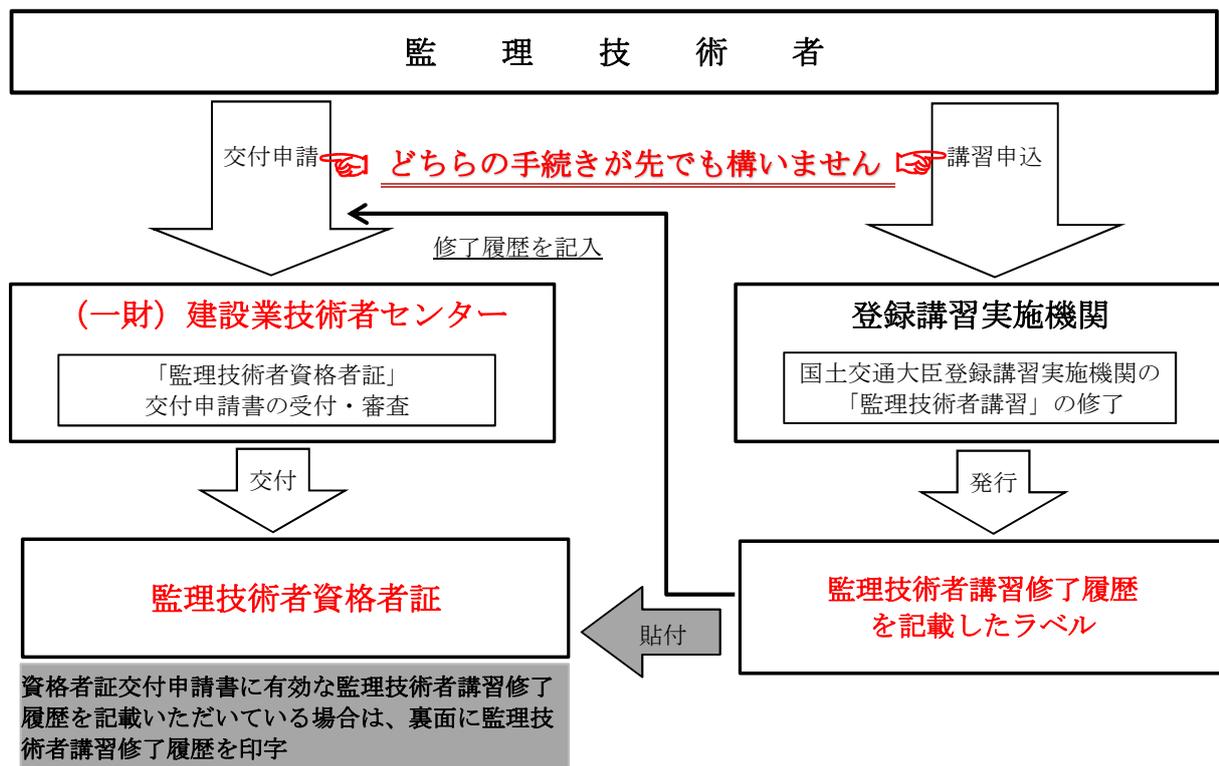
「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について

1. 平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」（裏面）に「監理技術者講習修了証」が統合されました。



・平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されるようになりました。また、「監理技術者資格者証」交付申請書の様式が変わり、監理技術者講習修了履歴（修了番号、修了年月日）を記入する欄が追加されました。統合方法の詳細は次ページをご確認ください。

2. 「監理技術者資格者証交付」と「監理技術者講習修了履歴ラベル発行」の流れ



※ 専任の監理技術者として現場に配置されている期間は、資格者証と講習修了履歴のどちらも有効な状態である必要があります。
 ※ 監理技術者資格者証の交付は、監理技術者講習修了の有無にかかわらず可能です。

「監理技術者講習」と「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」については登録講習実施機関へご確認ください！

- ・当財団にて「監理技術者資格者証」を交付した後に、監理技術者講習を修了した場合は「登録講習実施機関」が発行する「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を「監理技術者資格者証」の裏面の所定の箇所に貼付することとなっております。
- ・資格者証の裏面にある「監理技術者講習履歴」の記載内容変更に必要な手続きについては、受講された講習実施機関（1ページの「監理技術者講習の登録講習実施機関一覧」）へお問い合わせください。

3. 平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」交付申請書様式に「監理技術者講習修了履歴」を記入する欄が追加されました。

8. 監理技術者資格

(1)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号	(2)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号
(3)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号	(4)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号
(5)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号	(6)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号
(7)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号	(8)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号
(9)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号	(10)区分	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>	号

9. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 -号 修了年月日 平成 年 月 日

10. 受付番号 受付場所 受付日 平成 年 月 日

監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の統合は、以下の①または②の方法があります。
状況に応じてご選択ください。

① 【ご自身が資格者証に監理技術者講習修了履歴のラベル（シール）を貼付する場合】

交付申請書の監理技術者講習修了履歴欄には消し線を引いてください。
交付後の資格者証に「今後取得される監理技術者講習修了履歴のラベル」または「既に取得済みの監理技術者講習修了履歴のラベル」を裏面の所定箇所貼付してください。

② 【当財団が資格者証に監理技術者講習修了履歴を印字する場合】

交付申請書の監理技術者講習修了履歴欄に過去5年以内の最新（資格者証申請時の直近）の「修了番号」と「修了年月日」をご記入ください。
お控えがなく、ご不明な場合は1ページの「監理技術者講習の登録講習実施機関一覧」をご参考に講習実施機関へお問い合わせください。
記入された内容は、国土交通省経由でいただいた各登録講習実施機関のデータと照合し、確認できた場合には「監理技術者資格者証」の裏面に印字されます。
なお、監理技術者講習の修了直後（1か月以内）の監理技術者講習修了履歴を記入された場合、講習情報の確認（照合）に時間がかかり資格者証の交付が大幅に遅れることがありますので、予めご了承ください。

※ 監理技術者講習修了証等のコピーが添付されている場合も記入内容の確認（照会）を行います。

4. 監理技術者講習の「修了番号」について

監理技術者講習の「修了番号」の表示形態は以下の2種類がございます。

- ① 数字4桁-数字10桁 (例：0001-1234567890)
- ② 数字4桁-数字9桁-数字1桁 (例：0001-123456789-0)

いずれの場合も監理技術者講習の「修了番号」の数字のみを資格者証交付申請書の監理技術者講習修了履歴へ転記してください。

②の場合の注意点

0001-123456789-0

◆ 末尾数字前の「-（ハイフン）」を除く。

資格者証交付申請

9. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 0001-1234567890号 修了年月日 平成 年 月 日

⇒ 8ページの「関係資料1：監理技術者講習について」もご覧ください。

解体工事業の新設に伴う監理技術者資格者証について

平成28年6月1日より改正建設業法が施行され、建設業許可の業種区分として「解体工事業」が新設されました。平成28年5月31日以前は「とび・土工工事業」の許可を取得した企業が「解体工事」を施工していましたが、今後は「解体工事業」の許可を取得した企業が「解体工事」を施工することとなります。上記改正に伴い、「解体工事」に携わる「監理技術者」の資格要件が建設業法施行規則等で定められました。

1. 「解体工事業」の新設に係る法令の主な改正内容

- (1) これまで「とび・土工工事業」で営業・施工が認められていた解体工事を分離・独立させ、新たに「解体工事業」が新設されました。
- (2) 「解体工事業」に関する監理技術者等の技術者資格が規定されました。
- (3) 改正建設業法施行前の国家資格者が解体工事の技術・知識等を習得するため国土交通大臣の「登録解体工事講習」が新設されました。
- (4) 経過措置として平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者(既存の者に限る)が解体工事業の監理技術者等となることが認められております。

2. 解体工事業の監理技術者資格者証交付に係る技術者要件

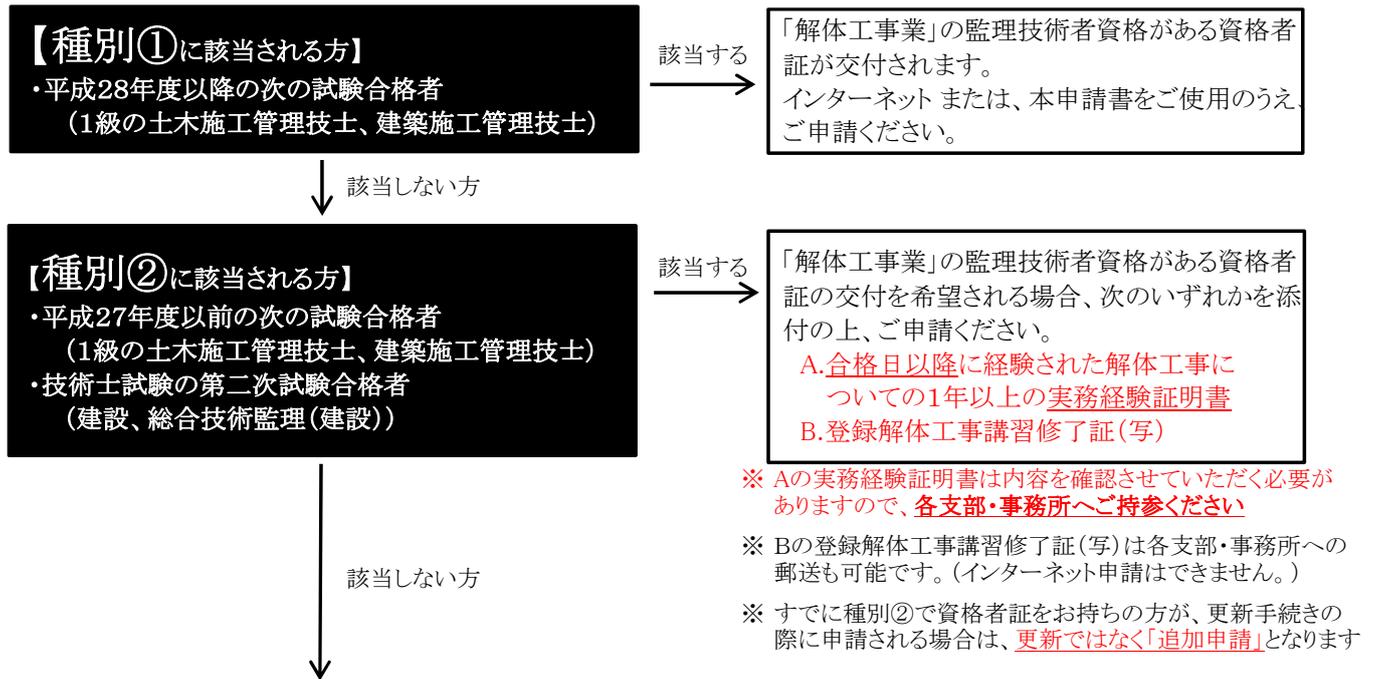
種別	試験・資格等		講習修了・実務経験の要否	資格区分コード	
①	1級土木施工管理技士	平成28年度以降の試験合格者	必要なし	13	
	1級建築施工管理技士			20	
②	1級土木施工管理技士	平成27年度以前の試験合格者	講習修了*1 又は 合格後1年以上の実務経験	13	99
	1級建築施工管理技士			20	
	技術士(建設、総合技術監理(建設))			41・42	
③	2級土木施工管理技士(土木)*2		2年以上の指導監督的 実務経験	05	
	2級建築施工管理技士(建築、躯体)*2				
	とび技能士(1級、2級(合格後3年の実務経験))				
	登録解体工事試験合格者(旧解体工事施工技士)				
	大学(指定学科*3)卒業後	3年以上の実務経験			
	高等学校(指定学科*3)卒業後	5年以上の実務経験			
	その他	10年以上の実務経験			
	土木工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験				
	建築工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験				
とび・土工工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験					

(注) 実務経験は、特段の記述がないものは「解体工事」に係る建設工事に係る実務経験。

- *1 「講習修了」は、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録解体工事講習を修了した方。(登録解体工事講習については9ページをご覧ください。)
- *2 平成27年度以前の試験合格者は、講習修了*1又は合格後1年以上の実務経験も必要となります。
- *3 解体工事業に係る指定学科は、「土工学」又は「建築学」に関する学科となります。

3. 解体工事業の監理技術者資格者証交付の申請手続き確認フロー図

緑色の封筒(一級国家資格者等用)で申請いただける方は、4ページの「2. 解体工事業の監理技術者資格者証交付に係る技術者要件」をご参考の上、下記のフロー図でご確認ください。



種別③に該当される方は黄色の封筒(実務経験者用)を入手のうえ、ご申請ください。

4. 交付申請書の記入方法

交付申請書の「8. 監理技術者資格」欄への記入例は、次のとおりとなります。

【平成28年度以降に合格した1級土木施工管理技士等で解体工事を同時に申請される方】

種別①に該当する場合の申請は、1級土木施工管理技士等の「区分と番号」を記入してください。なお、記載方法等の詳細につきましては19ページをご参照ください。

【平成27年度以前に合格した1級土木施工管理技士等で解体工事を同時に申請される方】

種別②に該当する場合の申請は、1級土木施工管理技士等の「区分と番号」と解体工事についての「区分と番号」を記入してください。解体工事に係る1年以上の実務経験または登録解体工事講習修了についての「区分」は「99」となります。解体工事に関して実務経験で申請される方は、番号欄の1桁目に「1」を、登録解体工事講習を修了した方は「2」を記入し末尾の2桁に「29」と記入してください。

(下記は1級土木施工管理技士の場合の記入例) (解体工事に関して実務経験が1年以上ある方の場合)

(1)区分

1	3
---	---

 番号

0	C	1	5	0	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 号 (2)区分

9	9
---	---

 番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 号

(下記は技術士(建設)の場合の記入例) (登録解体工事講習を修了した方の場合)

(1)区分

4	1
---	---

 番号

1	0	0	0	0	0	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 号 (2)区分

9	9
---	---

 番号

2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 号

ただし、既に資格者証を保有し、お持ちの資格者証の「有する資格」の欄に「一土施」「一建施」「技(建)」「技(総建)」「技(建鋼)」「技(総建鋼)」のいずれかの表示がある場合、ご申請の区分は『追加申請』となり、既にお持ちの1級土木施工管理技士等の「区分と番号」の記入は不要です。解体工事の「区分と番号」のみを、申請方法に応じて下記のとおり記入してください。

(解体工事に関して実務経験が1年以上ある方の場合)

(1)区分

9	9
---	---

 番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 号

(登録解体工事講習を修了した方の場合)

(1)区分

9	9
---	---

 番号

2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 号

5. 解体工事の実務経験証明書の記載方法

「解体工事の実務経験証明書」の様式と記載例は6～7ページの「解体工事の実務経験証明書」をご覧ください。

解体工事の実務経験証明書

原本提出
(郵送不可)

一般財団法人 建設業技術者センター理事長 殿

下記の者は、一級土木施工管理技士（平成27年度以前）、一級建築施工管理技士（同左）又は技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））の試験に合格した後、解体工事に関し下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者の住所

証明者の名称

証明者名 _____ 印

記

(フリガナ)			
申請者の名	生年月日	年	月 日
(経験当時の) 使用者の商号・名称			
使用された 期間	年 月から 年 月まで (現在に至る)	被証明者 との関係	
有する資格と 試験合格年度	1. 一級土木施工管理技士	昭和・平成	年度試験合格
	2. 一級建築施工管理技士	昭和・平成	年度試験合格
	3. 技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））	昭和・平成	年度試験合格
職名	工事名(実務経験の内容)	実務経験年数	
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由		合計 満 年	ヶ月

※なお、上記の実務経験として記載された工事の内容について、工事経歴書、工事請負契約書、注文書 等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

誓約欄：この証明事項と事実とに相違がある場合は監理技術者資格者証の交付を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏名 _____ 印

★この証明書は、支部・事務所へ直接お持込みの申請に限られます。郵送やインターネット申請はできません。ご注意ください。

解体工事の実務経験証明書

原本提出
(郵送不可)

一般財団法人 建設業技術者センター理事長 殿

下記の者は、一級土木施工管理技士（平成27年度以前）、一級建築施工管理技士（同左）又は技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））の試験に合格した後、解体工事に関し下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 28 年 6 月 1 日

6ページの証明書をコピーして作成して下さい。(当財団ホームページにダウンロード版のご用意もございます。http://www.cezaidan.or.jp)

証明者の住所 〇〇市〇〇区〇〇町1-1

証明者の名称 株式会社 〇〇建設

証明者名 代表取締役 〇〇 一郎

代表取締役印

記

(フリガナ)	ケンセツ タロウ				
申請者の氏名	建設 太郎		生年月日	昭和52年 4 月 27 日	
(経歴当時の) 使用者の商号・名称	(株) 〇〇建設				
使用された期間	H18年 4 月から H28年 5 月まで (現在に至る)		被証明者との関係	使用者	
有する資格と試験合格年度	1. 一級土木施工管理技士		昭和・平成	年度試験合格	
	②. 一級建築施工管理技士		昭和(平成)	17 年度試験合格	
	3. 技術士(建設部門、総合技術監理部門(建設))		昭和・平成	年度試験合格	
職名	工事名(実務経験の内容)		実務経験年数		
	〇〇邸解体工事		H20年 1 月から H20年 1 月まで	1 ヶ月	
	〇〇医院取壊し		H22年 3 月から H22年 3 月まで	1 ヶ月	
現場監督	〇〇地区更地工事(建物の解体等)		H22年 5 月から H22年 7 月まで	3 ヶ月	
現場監督	〇〇〇〇市立〇〇小学校体育館解体工事		H25年 6 月から H25年 9 月まで	4 ヶ月	
現場監督	〇〇食品工業〇〇〇社員寮解体工事		H26年 1 月から H26年 2 月まで	2 ヶ月	
現場所長	〇〇〇ビル3号館解体工事		H26年 4 月から H26年 6 月まで	3 ヶ月	
			年 月から 年 月まで	ヶ月	
			年 月から 年 月まで	ヶ月	
			年 月から 年 月まで	ヶ月	
			年 月から 年 月まで	ヶ月	
			年 月から 年 月まで	ヶ月	
			年 月から 年 月まで	ヶ月	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			合計	満 1 年 2 ヶ月	

※なお、上記の実務経験として記載された工事の内容について、工事経歴書、工事請負契約書、注文書等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

誓約欄：この証明事項と事実と相違がある場合は監理技術者資格者証の交付を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏 名 **建設 太郎**

建設印

【証明者等について】
証明者は、原則として会社の代表取締役等です。証明者印は、職印(公務上用いられる印鑑)が原則です。
複数の建設会社で実務を経験している場合は、建設会社(証明書)毎に別々の実務経験証明書が必要です。
なお、証明者、使用者の会社名は、原則としてすべて同一となります。
但し、倒産等で、どうしても、験当時の使用者の証明が取れない場合は、その証明方法について、事前に本部(03-3514-4711)へお問い合わせください。

【使用された期間について】
申請者を雇用していた期間を記入してください。使用していた期間が途中で途切れる場合は、期間を2段階書きしてください。

【職名について】
部長、課長等の会社における職名ではなく、工事現場での立場を記入してください。特になければ記入不要です。

【実務経験年数について】
・該当の資格に合格した後、解体実務経験年数の合計が1年以上となるようにご記入してください。
解体実務経験は携わった工事のうち解体工事にかかる期間のみが該当します。
(該当の資格に複数合格されている場合は、最初に合格された試験の合格月以降)
・工事の終期と別の工事の始期が同月である場合は、重複出来ません。
(例)
H12年4月～H12年5月の経験と
H12年5月～H12年9月の経験があった場合、実務経験年数の記入は、
H12年4月～H12年4月
H12年5月～H12年9月
又は
H12年4月～H12年5月
H12年6月～H12年9月

【訂正について】
記載事項を訂正する場合は、証明者の訂正印が必要です。

《申請者、証明者の方へ》

①実務経験証明書の内容と 事実と相違がある場合、**資格者証の交付を取り消し、返納して頂く場合があります。**

申請者、証明者は、この点に留意した上で、記入及び証明するようにしてください。

②ご提出頂いた**実務経験証明書は、後日請求頂いても開示出来ません。** 必要な方は、申請前に写しを取って頂きますようお願い致します。

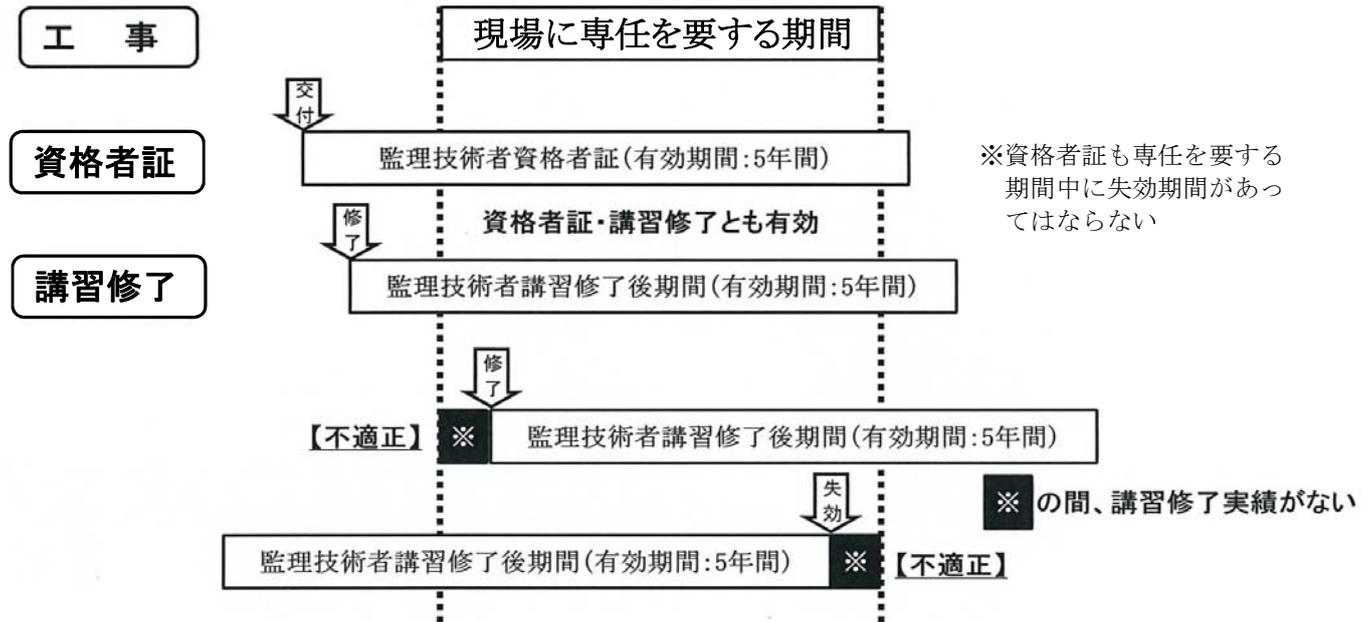
③**監理技術者資格者証の有効期限が切れた場合は、新規申請扱いとなり、再度実務経験証明書が必要となりますので、ご注意ください。**

関係資料1：監理技術者講習について

監理技術者資格者証と監理技術者講習の関係

資格者証の交付申請及び講習受講は相互に関わりなく、いつでも行うことが可能です。講習修了は資格者証の交付申請の前提ではありません。

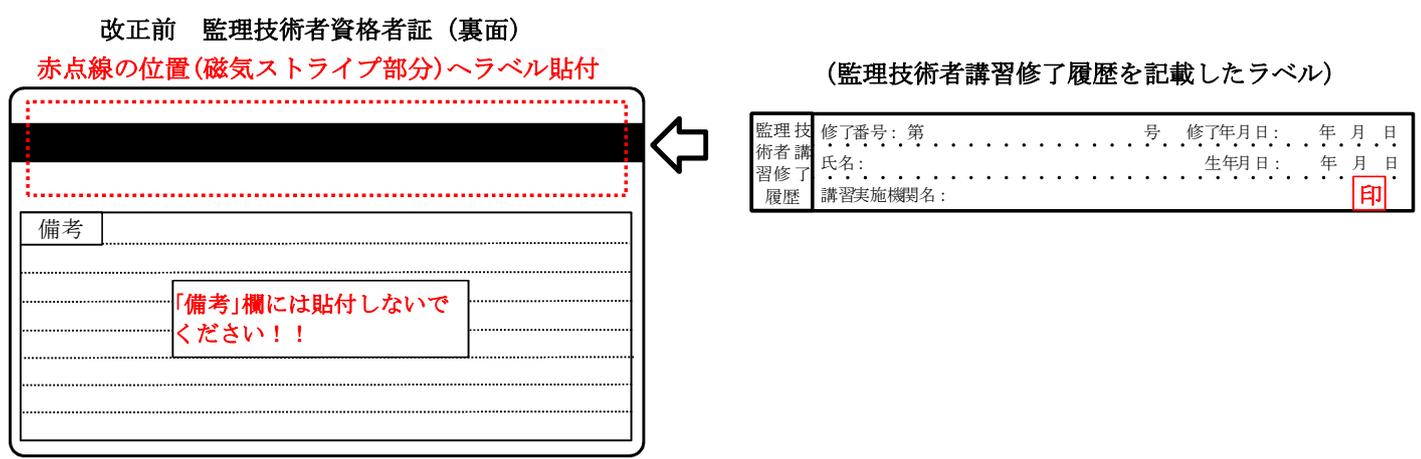
ただし、一定の建設工事に配置される専任の監理技術者は、選任されている工事の期間中のいずれの日においても、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。工事現場への配置期間における資格者証の交付(有効期間)と講習修了の関係は以下のとおりです。



(注意事項)
 監理技術者資格者証の有効期限は表面に印字されています。
 監理技術者講習修了履歴については、裏面の「監理技術者講習」の修了年月日から5年間有効となります。

改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を修了された場合

下図のような改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方は、裏面の磁気ストライプ部分へ「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を貼付してください。



関係資料2:解体工事の技術者について

登録解体工事講習について

平成27年度までの1級土木施工管理技士及び1級建築施工管理技士の技術検定に合格された方、ならびに技術士試験(建設、総合技術監理(建設))の第二次試験に合格された方は、6ページの「解体工事の実務経験証明書」に代えて、国土交通省が認可した講習実施機関が行う登録解体工事講習を修了され、その際に交付される「登録解体工事講習修了証の写し」を監理技術者資格者証の交付申請の際に添付することでも、解体工事業の監理技術者資格を付与した監理技術者資格者証が交付されます。

登録解体工事講習受講の詳細につきましては、下記団体へお問合せください。

登録解体工事講習の実施機関一覧(登録解体工事講習のお問い合わせ先)

H28.9.29現在

名称	連絡先	ホームページアドレス
・(公社)全国解体工事業団体連合会	03-3555-2196	http://www.zenkaikouren.or.jp
・(一財)全国建設研修センター	042-300-1743	http://www.jctc.jp

(ご注意)登録解体工事講習実施機関は、変更されている場合もございますので、最新の実施機関に関する情報は国土交通省HPでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000126.html

●「登録解体工事講習修了証」様式

登録解体工事講習修了証		
(修了証番号 第 号)		
氏名		
(生年月日 年 月 日)		
この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省 号)附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。		
修了年月日	年 月 日	
	登録講習実施機関代表者	印
	(登録番号 第 号)	

※ 登録解体工事講習の実施機関により顔写真の有無等 様式が異なります。

個人情報保護基本方針について

平成26年6月
一般財団法人 建設業技術者センター
理事長 青山俊樹

一般財団法人建設業技術者センターは、建設工事の適正な施工を確保するため、技術者の専任制をより有効に担保するとともに、施工管理に関して必要な知識及び技術の普及を図り、もって国民福祉の向上に寄与することを目的として、監理技術者資格者証の交付事業及び公共工事の発注者支援の情報サービス提供事業を行っております。これらの事業において取り扱う皆様の個人情報については、機密性の高い情報が含まれており、こうした個人情報を安全かつ適切に管理するため、個人情報保護基本方針を制定し、全職員への周知徹底を図ります。

以上

個人情報保護基本方針

一般財団法人建設業技術者センター（以下「CE財団」という。）は、監理技術者資格者証交付等事業及び公共工事発注者支援事業における個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「国土交通省所管分野に係る個人情報保護に関するガイドライン」及び関係法令に則り、厳格に管理し適切に取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

CE財団が個人情報を取得する場合、その利用目的は、リーフレット、作成の手引き、及びホームページ上に説明されている利用目的の範囲に限るものとし、その他の目的には原則として使用しません。

2. 個人情報の取得

個人情報を取得する際には、個人情報の取り扱いについて、事前に利用目的などを告知し、同意を得た場合にのみ取得します。

公開されている個人情報を取得する際には、利用目的を特定し、利用目的の範囲内で利用します。

3. 個人情報の管理及び管理者

CE財団の事業の実現に必要な業務の一部をCE財団が適切と判断した業務委託先に守秘義務を課したうえで担当部署の指示により限定的に作業する場合を除き、担当部職員が取り扱い管理します。

CE財団が取得した個人情報は、下記の者が管理責任を持ちます。

個人情報管理責任者：CE財団 総務担当常務理事

4. 個人情報の安全管理措置

CE財団は、個人情報への不正アクセス・紛失・破壊・改ざん及び漏洩等を防止するため、セキュリティの措置を講じます。万一問題が発生した場合は、速やかに是正対策を実施します。また、個人情報取得の目的が終了した際は、取得した情報を確実に消去・廃棄します。

5. 個人情報の開示等

CE財団が取得した個人情報は、本人からの請求があった場合は、本人確認の後、開示等を行います。請求は個人情報に関する窓口までご連絡ください。

6. 個人情報の第三者への提供

CE財団は下記の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・事前に本人の同意を受けている場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 個人情報に関する窓口

個人情報に関するお問い合わせ、ご請求、ご質問等は各担当部の個人情報相談窓口までお願いいたします。

8. 個人情報保護基本方針の更新

本基本方針を変更する場合は、支部・事務所への掲示及びホームページ上に掲載し、告知いたします。

制 定 平成17年3月17日

監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて

監理技術者資格者証交付等において収集しました皆様の個人情報については、当財団の個人情報保護基本方針及び情報セキュリティポリシーに則り、下記のとおり取り扱います。

1. 個人情報の収集

交付申請書又は変更届出書の提出、ホームページ上のフォームにご入力（以下「交付申請書等」という。）いただくことにより収集します。

2. 利用目的

交付申請書等により収集しました氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報につきましては、監理技術者資格者証の交付、記載事項変更の記載、更新のご案内のために利用します。

また、監理技術者資格者証の交付を受けた方の情報（氏名、生年月日、初回交付年月日、交付年月日、交付番号、有効期間、所属建設業者、有する資格、建設業の種類等）は、国土交通省を通じて公共工事の発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的とした、公共工事発注者支援データベースに利用されます。

それ以外の目的には原則として利用しません。

3. 個人情報の適正管理

交付申請者の個人情報及びそれに付随する情報は、確実に管理し、紛失・改ざん・漏洩を防止しています。

4. 国への報告義務

監理技術者資格者証の交付を受けた方の情報は、建設業法上の規定に基づき国土交通大臣に報告します。

5. 個人情報の第三者への提供

下記の場合を除き、個人情報を第三者には提供いたしません。

①事前に本人による承諾を得ている場合

②法令に基づく場合

③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 個人情報に関する窓口

個人情報に関するお問い合わせ、ご質問等は下記までお願いします。

一般財団法人建設業技術者センター 管理部 個人情報相談窓口

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア

TEL 03-3514-4711 FAX03-3556-0340

お問合せフォーム <https://www.cezaidan.or.jp/inquiry/form03/>

※「個人情報保護基本方針」及び「監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて」をお読みになりご理解のうえ申請等を行ってください。

1. 資格者証の申請方法

- ◆ 次のいずれかの方法により申請してください。
- ◆ 更新申請の受付は、有効期限の6ヶ月前からです。

★交付にかかる日数について（ご注意）

通常、資格者証の交付日数は概ね20日程度となっておりますが、以下の時期等は**20日を超える場合があります**ので予めご了承ください。

- ・技術検定試験等の合格発表時期
- ・年末年始等の休業を挟む時期
- ・監理技術者資格者証の交付申請直前に監理技術者講習を受講され、講習修了履歴の記載を希望する場合

(1) 最寄りの支部・事務所の窓口で申請する方法

申請先は裏表紙の支部・事務所です

- ◆ 支部・事務所の窓口（裏表紙参照）へ申請書類一式（P16～17「6. 交付申請に必要な書類」参照）を持参し、申請する方法です。（代理人可）
受付後**20日程度**で監理技術者資格者証が交付されます。（簡易書留郵便で送付）
 - ・本部（東京都千代田区）では受付しておりませんので、ご注意ください。
 - ・「解体工事の実務経験証明書」は内容の確認を行うため、支部事務所窓口へご申請ください。

(2) 最寄りの支部・事務所へ郵送で申請する方法

申請先は裏表紙の支部・事務所です

- ◆ 支部・事務所（裏表紙参照）への郵送によりご申請頂く方法です。（必ず簡易書留郵便で送付）
必要書類一式の確認が出来た時点で、受付となります。
受付後20日程度で監理技術者資格者証が交付されます。（簡易書留郵便で送付）
なお、資格者証交付申請書の4枚目が申請者控となりますので、切り離して保管ください。
また、「追加」、「更新」の場合には、「監理技術者資格者証の原本」は郵送せず、「監理技術者資格者証の表裏のコピー」のみ郵送してください。

※郵送用の封筒は「監理技術者資格者証交付申請書類在中」と記載された緑色の封筒を使用してください。

【注意】

- ・実務経験による新規、追加申請の場合には郵送での申請は出来ません。
実務経験者用の交付書類（黄色封筒）をご準備のうえで、支部事務所窓口へご申請ください。
- ・「解体工事の実務経験証明書」は内容の確認を行うため、支部事務所窓口へご申請ください。
- ・申請日から有効期限まで20日を切っている場合は、有効期限切れを防ぐために、最寄りの支部・事務所の窓口でご申請頂くことをお勧めしております。
- ・本部（東京都千代田区）では受付しておりませんので、ご注意ください。
- ・登録解体工事講習の受講をもって申請される場合は、郵送でのご申請が可能です。

(3) 当センターホームページからインターネットで申請する方法

- ◆ 以下のような流れとなります。
 1. 当センターホームページ (<http://www.cezaidan.or.jp/>) のインターネット申込み画面より、申請の種類を選択し、必要事項を入力し、送信します。
 2. インターネットで申込み完了後、交付申請に必要な書類を記載した「申請必要書類送付依頼状」を郵送いたします。記載された案内に従って必要書類を本部管理課まで返送してください。
(なお、すべての必要書類を電子ファイルで添付し、交付等手数料をクレジットカード決済等でお支払い頂くなど一定条件を満たした場合は、「申請必要書類送付依頼状」の郵送が発生せず、インターネット上ですべての手続きが完了します。) ※クレジットカード決済等とは、クレジットカード決済、ペイジー決済、インターネットバンキング、コンビニエンスストアでのお支払いを指します。
 3. 不備などなければ受付され、**10日程度**で監理技術者資格者証が交付されます。（簡易書留郵便で送付）

【注意】

- ・インターネットで申込みする場合は、この書類（緑色封筒に同封されている書類）は使用しません。
- ・実務経験による新規、追加申請の場合にはインターネットでの申請は出来ません。実務経験者用の交付書類（黄色封筒）をご準備のうえで、支部事務所窓口へご申請ください。
- ・申請日から有効期限まで20日を切っている場合は、インターネットでのご申請は出来ませんので、あらかじめご了承ください。この場合は、有効期限切れを防ぐために、最寄りの支部・事務所の窓口でご申請頂くことをお勧めしております。

2. 資格者証の申請等の種類

◆ 「監理技術者資格者証」の交付申請には、次の3種類があります。

- ① **新規申請**:新たに取得する場合の申請、過去取得されていて**有効期限が切れて再度取得する場合の申請**
- ② **追加申請**:既に交付された資格者証に、新たな資格を追加する場合の申請
- ③ **更新申請**:既に交付された資格者証の有効期間の更新をする場合の申請(有効期限の6ヶ月前から申請可)

◆ 資格者証交付後の届出・申請には、次の2種類があります。(20～21ページ参照)

- ① **変更届出** :既に交付された資格者証の氏名、本籍、住所、所属建設業者(商号又は名称、許可番号の変更も含む)に変更があった場合、又は資格者証に記載された監理技術者資格を有しなくなった場合の届出
- ② **再交付申請**:既に交付された資格者証を亡失、滅失、破損、汚損した場合の申請

3. 資格者証の交付等手数料

- (1) 「新規」、「追加」、「更新」、「再交付」の各申請手数料は**7,600円(非課税)**です。
- (2) 複数の資格(1級土木施工管理技士と1級建築士など)について、同時に申請を行う場合は、資格ごとに手数料を払い込む必要はありません。
- (3) 「変更届出」の手数料は**無料**です。

4. 資格者証の有効期間

- (1) 「新規申請」によって交付される資格者証については、**資格者証の交付日から5年間有効**です。
- (2) 「追加申請」によって交付される資格者証については、**新たな資格者証の交付日から5年間有効**です。
- (3) 「更新申請」によって交付される資格者証については、**現在お持ちの資格者証の有効期限が5年間延長**されます。

5. 資格者証の交付申請におけるご注意

- (1) **資格者証の有効期限を過ぎてからの申請は、「新規申請」となります。**
- (2) 資格者証の有効期間内に新規の申請を行った場合、「**二重申請**」となり、資格者証は交付されません。
- (3) 「追加申請」と「更新申請」は同時に行えません。**この場合は「追加申請」となります。**
「追加申請」によって交付される資格者証については、お持ちの資格者証の有効期限が5年間延長されるのではなく、**新たな資格者証の交付日から5年間有効**です。
(結果的に「更新申請」よりも有効期限が短くなります)
- (4) 「更新申請」又は「追加申請」の際に、資格者証を亡失等している場合は、「**資格者証交付申請書**」の欄外余白に「再交付」と表示(記載)してください。(18ページ参照)
- (5) 「更新申請」は、有効期限の6ヶ月前から申請出来ます。
- (6) 更新対象者には、有効期限の約6ヶ月前に「更新案内」を資格者証記載の住所宛に送付します。なお、住所の「変更届出」を行っていないと更新案内が届かない場合があります。(20～21ページ参照)
- (7) 現在お持ちの資格者証、合格証明書の氏名に変更がある場合は「戸籍抄本」も提出してください。(16ページ参照)

「所属建設業者」についてのご注意

- ◆ 資格者証が必要な工事（12ページ参照）の工事現場で、専任の監理技術者として業務に従事する場合には、「所属建設業者名」が記載された資格者証を携帯していなければなりません。

★雇用関係 の確認

資格者証交付申請書の「7. 所属建設業者」欄に記入された建設業者と申請者とが「**直接的かつ恒常的な雇用関係**」にあることが確認された場合に限り、資格者証に「所属建設業者名」が記載されます。所属建設業者名を記載するには「建設業許可通知書のコピー」と、次の①②いずれかの書類が必要です。

提出出来ない場合、交付される資格者証の「所属建設業者名」には、アスタリスク（***）が表示されます。**
建設業許可のない会社に勤務されている方、現在会社に勤務されていない方も同様です。

以下①②とも、文言、印影などが鮮明に写るようにコピーしてください。

① 原則として 所属建設業者名の記載がある「健康保険被保険者証」のコピー

- ◆ 所属建設業者名の記載がない場合は、「**被保険者である証明書**」の原本（※）及び「各保険組合の健康保険被保険者証」のコピーを提出してください。
「国民健康保険組合」で健康保険の適用除外承認を受けている場合は、「健康保険被保険者適用除外承認証（又は**年金事務所の印**のある健康保険被保険者適用除外承認申請書）」及び「国民健康保険組合の健康保険被保険者証」のコピーでも可。
- ※ 「**被保険者である証明書**」は、保険者（健康保険組合等）が発行したもので、以下について確認出来る必要があります。
1 事業所名、2 事業所所在地、3 事業所記号、4 事業所番号、5 被保険者の氏名・生年月日・資格取得日、6 証明書の発行日（申請前6ヶ月以内）、7 「当該事業所に使用され、かつ保険者の被保険者であることを証明する。」の記載、8 保険者の証明印

② ①がない場合は「住民税特別徴収税額の通知書（又は住民税特別徴収税額の変更通知書）」のコピー

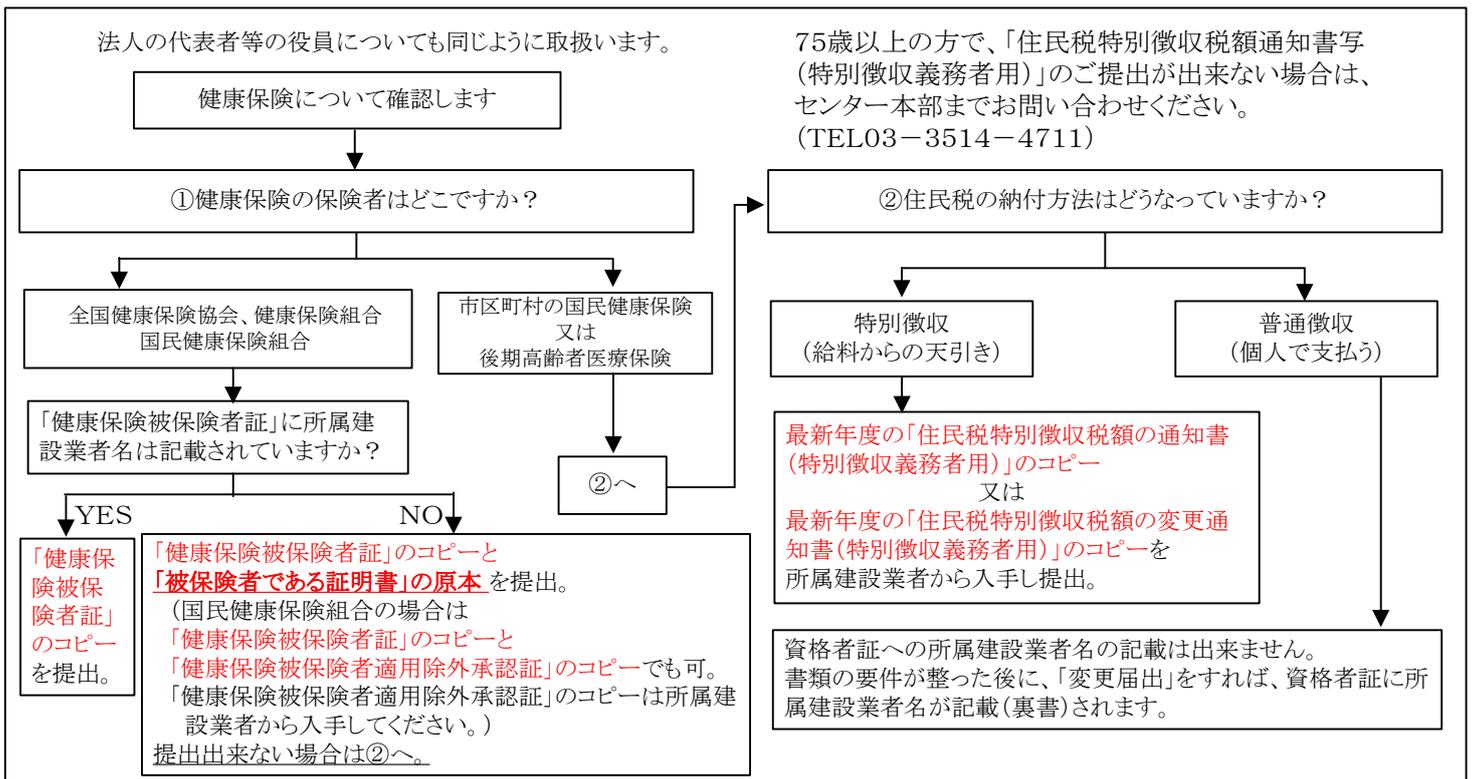
- ◆ 市区町村が作成する「特別徴収義務者用」で最新年度のものをご提出ください。
- ◆ 「氏名」と「特別徴収義務者」の部分だけを切り取ってコピーしたものや、枠線が無いものは受付出来ません。（申請者以外の方のお名前は、マジック等で黒く塗りつぶして頂いてかまいませんので、全体が写っているものをお願いします。）
- ◆ 通知書の右下にある「特別徴収義務者」の欄がはっきりと分かるように、コピーしてください。

【認められる書面は、上記①、②の2点に限ります】

雇用保険被保険者証、源泉徴収票、勤務先が証明した在籍証明書等の書面は、認められていません。

「建設業者に所属していることを証する書面」の確認フロー図

下記フローは、国土交通省による通達に基づくものです。



* 法人（代表者等役員含む）に勤務されている方は、健康保険の強制適用事業所であることから、原則として健康保険被保険者証（健康保険被保険者適用除外承認証含む）写により雇用関係の確認を行います。提出出来ない場合は、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）が代替書類となります。

6 交付申請に必要な書類

<住民票について>

当センターでは、資格者証交付業務の本人確認を行うために、「住民基本台帳ネットワーク」(以下「住基ネット」という)を利用していますので **住民票は原則不要**です。

ただし、申請書等の記載事項から「住基ネット」での確認ができなかった場合には、住民票(原本)の提出を依頼する場合があります。

なお、住民登録が日本にない方は資格者証交付申請等が出来ません。あらかじめご了承ください。

<解体工事業について>

平成27年度以前に実施された、土木施工管理技士(1級)及び建築施工管理技士(同)ならびに 技術士(建設部門及び総合技術監理部門(建設)) (当面の間、合格年度にかかわらず)に合格された方で、解体工事業の資格を有することを証明するためには以下のいずれかが必要となります。

詳細は4～9ページを参照ください。

ア 解体工事に関して合格後、1年以上の実務経験を有すること

(元請・下請の別や指導監督の実務経験の有無等の区別はない。)

◆ 「解体工事の実務経験証明書」(原本) の提出が必要

郵送申請不可。支部窓口へご持参のうえ、記載内容の確認を受けてください

イ 登録解体工事講習*を修了したこと

*国土交通大臣の登録を受けた講習

◆ 「登録解体工事講習修了証」(写し) の提出が必要

支部窓口へご持参、または ご郵送ください

◆各申請区分ごとに、下表の○印の書類が必要です。
(△印は条件に該当する方のみ必要)

必要書類	新規	追加	更新
① 資格者証交付申請書	○	○	○
所属建設業者を証する書面(②③両方とも必要) (建設業者に所属していない方は不要)			
② 建設業許可通知書のコピー	○	○	○
③ 健康保険被保険者証のコピー等	○	○	○
現在使用している「監理技術者資格者証」 (支部郵送申請の場合、④の提出は不要)			
④ 監理技術者資格者証(原本)	×	窓口 ○ 郵送 ×	窓口 ○ 郵送 ×
⑤ 監理技術者資格者証の表・裏のコピー	×	○	○
⑥ 交付等手数料払込受付証明書(原本)	○	○	○
⑦ 資格者証送付用封筒	○	○	○
⑧ 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真入り)、個人番号カード(裏面不要)、特別永住者証明書、在留カード、のいずれかのコピー	○	×	×
⑨ 住民票(原本)	原則不要	原則不要	原則不要
⑩ 戸籍謄本(原本)または戸籍抄本(原本) (原則不要ですが、以下に該当する方はご提出いただけます)			
・ 現在お持ちの資格者証の氏名に変更のある方	×	○	○
・ 新たに資格者証に旧姓併記を希望される方	○	○	○
⑪ 監理技術者資格を有することを証する書面のコピー <small>申請時には不要ですが、資格確認が出来ない場合は、技術検定合格証明書等のコピーを提出頂くこととなります。</small>	原則不要	原則不要	×
⑫ 以下の△については、「解体工事業」の申請において提出していただく場合があります			
解体工事の実務経験証明書(原本)又は登録解体工事講習修了証のコピー ※ 詳細は左記をご確認ください	△	△	×

4連続写（記入例は18～19ページ）※郵送による申請の場合は、「申請者控」を切り離して保管してください。

写真について 監理技術者資格者証は、建設工事現場において専任の監理技術者として配置されるにあたり、自分自身が監理技術者であることを証明するたいへん重要なものです。【不適切な写真例】のような写真は本人確認に支障をきたす恐れがあります。以下をよく読んでいただき、適切な写真の提出をお願い致します。

★カラー写真1枚を申請書の1枚目に貼付（貼り付ける際に、はみ出した糊等で写真の表面を汚さないようご注意ください。）

- ①縦3.0cm×横2.4cm ②無帽、正面、上三分身、無背景のもの ③交付申請の前6ヶ月以内のもの
- ④写真の裏面に氏名・撮影年月日を記入 ※強い筆圧で記入しないでください。
- ⑤写真館等で撮影した証明写真を推奨します。※デジタル写真を印刷したもので構いませんが、画像の鮮明度によっては、別途再提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【不適切な写真例】このような写真は受理できません。

ドット(網状の点)や色ムラ、縦(横)縞が目立つ等、写真の画質や印刷の方式、機器、用紙に原因があると
思われる不適切な写真がたいへん多くなっていますのでご注意ください。

【適切な写真例】



背景が写っているものや光による影があるもの



サングラス等で本人の確認が困難なものや照明が眼鏡に反射したもの



顔全体が規格一杯に写っているものや一部が欠けているもの



ぼやけているもの、階段状のギザギザやドット(網状の点)が目立つもの



写真の状態が悪いもの※不自然な色合いやにじみ、色ムラ、縦(横)縞、汚れ、キズ等



被写体が縦(横)に伸びている等、本人と異なった状態のもの



被写体が著しく小さいもの



前髪が長く目元が見えないもの

所属会社等から、この書類のコピーをもらってください。

- ★建設業許可を更新中の場合は、更新前の許可通知書等と許可行政庁の受付印のある許可申請書（控）の両方のコピー
- ★許可証明書のコピーでも可
- ★「社名変更」を行っている場合は、許可行政庁の受付印のある「変更届出書」のコピーも併せて必要です。

必ず、15ページの「所属建設業者」についてのご注意 をご覧ください。

資格者証は、受付印を押印してその場で返却します。（支部窓口申請の場合のみ）

★紛失等された方は、申請書に「再交付」と記載。（18ページ参照）

裏面は変更事項が記載されます。記載がなくても変更がないことの確認のため、裏面のコピーも必要です。

交付等手数料を同封の払込用紙(5連式)により郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の窓口にて(機械振込不可)申請者別に払い込み、受付印のある「振替払込受付証明書(お客さま用)」(5連式の右端の1枚)を提出してください。
「振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)」は、交付等手数料の領収証となりますので、大切に保管してください。
「振替払込受付証明書(お客さま用)」を紛失された方は、本部又は最寄りの支部事務所へご連絡ください。

資格者証を送付するための封筒です。

- ★申請者の住所、氏名を記載してください。(自宅又は勤務先等、資格者証が確実に届く送付先を記載ください)
- ★この封筒で申請書類を送らないでください。

貼付された写真が本人のものであることを確認するために使用します。

本人写真である確認が取れない場合は、ご本人が直接支部まで申請書類を持参して頂くようお願いしております。

本人写真部分、記載されている文言等が鮮明に写るよう、必要に応じて拡大コピー等を行ってください。

有効期限の記載があるものについては、必ず有効期限内のものをご提出ください。

個人番号カードにつきましては表面のみご提出をお願いいたします。**裏面のコピーは絶対に提出しないようにしてください。**

住民票は、コピー不可となります。また、交付申請の前6ヶ月以内のものに限ります。

★本籍が記載された住民票の提出は必要ありませんが、資格者証交付申請書の本籍欄が事実と異なる場合は、不実記載となりますので注意してください。

★海外赴任等で住民登録が日本にない方は申請出来ません。

申請後、資格者証が交付されるまでの間に、海外赴任等の理由で住民登録を日本国外へ移転する場合も同様です。

戸籍謄本 または 戸籍抄本は、コピー不可となります。

旧姓併記を希望される方でも、現在お持ちの有効な資格者証に既に旧姓が併記されている方は不要です。

交付申請書に記入された監理技術者資格の番号を国土交通省等に照会し資格確認を行なっています。資格確認が出来ない場合は、技術検定合格証明書等のコピーを提出頂くことになります。

★資格者証交付申請書の監理技術者資格欄の番号は、合格証明書等をよく確認して記入ください。

番号に誤りがあった場合は、不実記載となりますので注意してください。

★1級技術検定合格者は、「技術検定合格証明書」のコピーとなります。

なお、合格直後は合格通知書の番号でも申請可能ですが、合格証明書が発行され次第速やかに証明書番号をご連絡ください。

★1級建築士は、「建築士登録免許証」又は「一級建築士免許証明書」のコピーとなります。

★技術士法による第二次試験合格者は、「技術士第二次試験合格証明書」又は「技術士登録等証明書」のコピー

(12ページの表中、選択科目を問わない場合に限り、「技術士第二次試験合格証」又は「技術士登録証」で差し支えありません)

★国土交通大臣認定者は、「認定書」のコピーとなります。

★「合格証明書等の氏名が異なる場合」又は「合格証明書等の紛失等」は、「書き換え」・「再交付」が必要です。

(23ページを参照ください)

★解体工事業をご申請される場合は「解体工事の実務経験証明書」または「登録解体工事講習修了証の写し」の提出が必要となります。

(6, 7ページを参照ください)

許可行政庁コード

- 00 国土交通大臣
- 01 北海道知事
- 02 青森県知事
- 03 岩手県知事
- 04 宮城県知事
- 05 秋田県知事
- 06 山形県知事
- 07 福島県知事
- 08 茨城県知事
- 09 栃木県知事
- 10 群馬県知事
- 11 埼玉県知事
- 12 千葉県知事
- 13 東京都知事
- 14 神奈川県知事
- 15 新潟県知事
- 16 富山県知事
- 17 石川県知事
- 18 福井県知事
- 19 山梨県知事
- 20 長野県知事
- 21 岐阜県知事
- 22 静岡県知事
- 23 愛知県知事
- 24 三重県知事
- 25 滋賀県知事
- 26 京都府知事
- 27 大阪府知事
- 28 兵庫県知事
- 29 奈良県知事
- 30 和歌山県知事
- 31 鳥取県知事
- 32 島根県知事
- 33 岡山県知事
- 34 広島県知事
- 35 山口県知事
- 36 徳島県知事
- 37 香川県知事
- 38 愛媛県知事
- 39 高知県知事
- 40 福岡県知事
- 41 佐賀県知事
- 42 長門県知事
- 43 熊本県知事
- 44 大分県知事
- 45 宮崎県知事
- 46 鹿児島県知事
- 47 沖縄県知事

「7. 所属建設業者」の各欄を記入の際には、必ず15ページの

「所属建設業者」についての

ご注意

をご覧ください。

★「雇用関係確認のための書類」が整わない方や建設業許可を受けた建設業者に所属していない方は、記入の必要はありませんが、この場合、資格者証に「所属建設業者名」が記載されません。

★建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認出来る書類に基づき、「変更届出」(20～21ページ)を行って頂くことにより、「所属建設業者」が記載されることとなります。

種類	略号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

都道府県コード

5. 本籍 46 鹿兒島 都・道・府・県

6. 住所 27 大阪市X町1丁目2番地

郵便番号 123-4567 電話番号 06-1234-5678

7. 所属建設業者は名称 (株)O建設

許可番号 13 知事 13 特 001234号

電話番号 123-456-7890

8. 監理技術者資格

(1) 区分	13	番号	0C000123456	号(2)区分	41	番号	1000045678
(3) 区分	42	番号	09000054321	号(4)区分		番号	
(5) 区分		番号		号(6)区分		番号	
(7) 区分		番号		号(8)区分		番号	
(9) 区分		番号		号(10)区分		番号	

9. 監理技術者講習修了履歴(修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 0000-0123456789号 修了年月日 平成 28年06月27日

10. 受付番号 受付場所 受付日 平成 年 月 日

建設業の許可区分(一般又は特定)のうち該当しないものを二重線で抹消し、また、最新の許可年度を記入してください。(記入例の「24」は平成24年度が最新の許可年度であることを示しています。)

北海道知事許可についてのみ、許可番号の前の余白に振興局名(旧支庁名)の頭文字を記入してください。旧網走支庁は、林-ツク総合振興局の“オ”を記入してください。

監理技術者講習修了履歴欄には消し線を引いてください。記入される場合は、過去5年以内の最新(資格者証申請時の直近)の「講習修了番号」と「修了年月日」を記入してください。また、修了番号欄には「-」(ハイフン)を除いた数字14桁を記入してください。なお、お控えなどがなく、ご不明の場合は1ページの「監理技術者講習実施機関一覧」をご参考に講習実施機関へお問合せください。

※ 監理技術者講習の修了直後(1か月以内)の監理技術者講習修了履歴を記入された場合、講習情報の確認に時間がかかり資格者の交付が大幅に遅れる場合がありますので、予めご了承ください。詳細は3ページをご参照ください。

確実に連絡のとれる番号(申請者自宅電話番号又は個人の携帯電話番号等)を記入してください。市外局番、局番、番号は「-」(ハイフン)で区切って記入してください。携帯電話番号等でカラムが足りない場合は、カラム外に続けて記入してください。

会社の代表番号ではなく、所属部署直通番号等確実に連絡が取れる番号を記入してください。市外局番、局番、番号は「-」(ハイフン)で区切って記入してください。

★「新規」の場合は記入してください。
★「追加」の場合は、追加する資格についてのみ記入してください。
★「更新」の場合は記入する必要はありません。
★「区分」欄には、該当する「資格区分コード」を12ページを参考に記入してください。
★「番号」欄には、「合格証明書」などの番号を右詰めで記入し、余白を「0」で埋めてください。
★「技術士」の方で、「技術士登録番号」の場合は、必ず左端カラムに「1」を記入してください。
★「技術士」の方で、「総合技術監理部門」の場合は、左から2桁目のカラムに「9」を記入してください。

★「解体工事業」をご申請のされる方で「解体工事業の実務経験証明書」にてご申請される場合は「1」を、「登録解体工事講習修了証」をもってご申請される場合は「2」を左端カラムに記入してください。
5ページの「4. 交付申請書の記載方法(種別②に該当される方)」を参考に記入してください。

●1級技術検定合格者は合格から半年間に限り「合格通知書」の受験番号でも申請出来ませんが、後日、合格証明書の番号をご提出いただきます。受験番号の記入要領は上記「合格証明書」と同様です。

8. 保存版「監理技術者資格者証の交付後に必要となる手続き」

1. 変更届出

資格者証の記載事項に変更があった場合、30日以内に当センターに届出をしなければなりません。
(建設業法施行規則第17条の31)

1. 変更届出の内容について

以下の各事項に該当する場合、変更届出が必要となります。(手数料は無料)

氏名を変更した場合 新たに旧姓併記を希望される場合	本籍・住所を変更した場合	所属建設業者名又は許可番号に変更があった場合
建設業者に所属しなくなった場合	監理技術者資格を喪失した場合	

2. 変更届出の方法について (以下の3通りあります)

(1) 最寄りの支部・事務所窓口で届出する方法 (お急ぎの場合には最良の方法です)

- ① 必要書類(当ページ「3. 変更届出に必要な書類について」参照)を準備し、当センター支部・事務所に持参します。(代理人可)
- ② 支部・事務所にて資格者証変更届出書を記入し、必要書類とともに提出します。
- ③ 不備などなければ受付され、当センター職員がお持ちの資格者証の裏面に、変更内容を記載し、当センター印を押印します。これにより手続き完了となります。
- ④ 支部・事務所の営業時間は平日(土日祝祭日を除く)午前9時から午後5時までです。

※本部(東京都千代田区)では受付していませんので、ご注意ください。

(2) 最寄りの支部・事務所へ郵送で届出する方法 (所要日数は20日程度)

- ① 資格者証変更届出書類を入手します。(P22「10. 交付申請書類等の入手方法について」参照)
- ② 支部・事務所(裏表紙参照)に資格者証変更届出書と必要書類を郵送(簡易書留郵便)します。
※現在お持ちの資格者証は絶対に郵送しないでください。資格者証の表裏のコピーのみ郵送してください。
- ③ 不備などなければ受付され、変更内容を印字した「変更シール」が送付(簡易書留郵便)されます。
現在お持ちの資格者証の裏面に貼付することで手続きは完了します。

※本部(東京都千代田区)では受付していませんので、ご注意ください。

(3) 当センターホームページよりインターネットで届出する方法 (所要日数は10日程度)

- ① 当センターホームページ(<http://www.cezaidan.or.jp/>)のインターネット申込み画面から「変更届出」を選択し、必要事項を入力し、送信します。
- ② インターネットで申込み完了後、変更申請に必要な書類を記載した「申請必要書類送付依頼状」を郵送いたします。記載された案内に従って必要書類を本部管理課まで返送してください。

※現在お持ちの資格者証は絶対に郵送しないでください。

(なお、すべての申請必要書類を電子ファイルで添付し、郵便料金をクレジットカード決済等でお支払い頂くなど一定条件を満たした場合は、「申請必要書類送付依頼状」の郵送が発生せず、インターネット上ですべての手続きが完了します。) ※クレジットカード決済等とは、クレジットカード決済、ペイジー決済、インターネットバンキング、コンビニエンスストアでのお支払いを指します。

- ③ 不備などなければ受付され、変更内容を記載した「変更シール」が送付(簡易書留郵便)されます。
現在お持ちの資格者証の裏面に貼付することで手続きは完了します。

3. 変更届出に必要な書類について

必要書類は各変更内容と届出方法により異なります。

【氏名を変更した場合】 【新たに旧姓併記を希望される場合】	支部窓口	支部郵送	インターネット
① 資格者証変更届出書	○	○	×
② 住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則不要	原則不要	原則不要
③ 戸籍謄本 または 戸籍抄本(コピー不可)	○	○	○
④ 現在お持ちの資格者証	○	×	×
⑤ お持ちの資格者証の表裏のコピー	×	○	×
⑥ 変更シール返送用封筒	×	○	×
⑦ 変更シール送付費用	×	○※3	○※4

【本籍・住所を変更した場合】	支部窓口	支部郵送	インターネット
① 資格者証変更届出書	○	○	×
② 住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則不要	原則不要	原則不要
③ 現在お持ちの資格者証	○	×	×
④ お持ちの資格者証の表裏のコピー	×	○	×
⑤ 変更シール返送用封筒	×	○	×
⑥ 変更シール送付費用	×	○※3	○※4

【建設業者に所属しなくなった場合】	支部窓口	支部郵送	インターネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在お持ちの資格者証	○	×	×
④お持ちの資格者証の表裏のコピー	×	○	×
⑤変更シール返送用封筒	×	○	×
⑥変更シール送付費用	×	○※3	○※4

【監理技術者資格を喪失した場合】	支部窓口	支部郵送	インターネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在お持ちの資格者証	○	×	×
④お持ちの資格者証の表裏のコピー	×	○	×
⑤変更シール返送用封筒	×	○	×
⑥変更シール送付費用	×	○※3	○※4
⑦資格取消通知書等のコピー	○	○	○

【所属建設業者名又は許可番号に変更があった場合】	支部窓口	支部郵送	インターネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則 不要	原則 不要	原則 不要
③現在お持ちの資格者証	○	×	×
④お持ちの資格者証の表裏のコピー	×	○	×
⑤建設業許可通知書のコピー ※1	○	○	○
⑥建設業者への所属を証明出来る書面 (健康保険被保険者証のコピー等) ※2	○	○	○
⑦変更シール返送用封筒	×	○	×
⑧変更シール送付費用	×	○※3	○※4

※1 建設業許可通知書のコピーについては、16～17ページを参照。

※2 健康保険被保険者証のコピー等については、15ページを参照。

※3 392円分の切手を変更シール返送用封筒に貼付け。

※4 郵送料の支払い方法で「切手の送付」を選択した場合は392円分の切手の提出。
他の場合は画面等に表示された金額を選択した支払方法で支払う。

(注)住民票について

1. 当センターでは、資格者証交付業務の本人確認を行うために、「住民基本台帳ネットワーク」(以下「住基ネット」という)を利用していますので住民票は不要です。ただし、申請書等の記載事項から「住基ネット」での確認ができなかった場合には、住民票(原本)の提出を依頼する場合があります。
2. **日本に住民票のない海外に居住されている方は、すべての変更届出が出来ません。日本に住民登録後に変更届出ください。**
3. 本籍変更の場合においても、本籍が記載された住民票の提出は必要ありませんが、事実と異なる場合は、不実記載となりますので注意してください。

2. 再交付申請

資格者証を亡失、滅失、汚損、破損した場合には、再交付することが出来ます。

◆ 再交付申請の方法は3通りあります。

(1) 最寄りの支部・事務所窓口で申請する方法

- ① 再交付申請書類を入手します。(次頁「10. 交付申請書類等の入手方法について」参照)
- ② 再交付申請に必要な書類一式を準備し、支部・事務所に持参します。(代理人可)
＜再交付申請の際に、資格者証の記載内容に変更がある場合は、変更届出書類一式も必要です＞
(前頁「3. 変更届出に必要な書類について」参照)
- ③ 不備などなければ受付され、**20日程度**で監理技術者資格者証が交付されます。(簡易書留郵便で送付)
※本部(東京都千代田区)では受付していませんので、ご注意ください。

(2) 最寄りの支部・事務所へ郵送で申請する方法

- ① 再交付申請書類を入手します。(次頁「10. 交付申請書類等の入手方法について」参照)
- ② 再交付申請に必要な書類一式を準備し、支部・事務所(裏表紙参照)に郵送(簡易書留郵便)します。
＜再交付申請の際に、資格者証の記載内容に変更がある場合は、変更届出書類一式も必要です＞
(前頁「3. 変更届出に必要な書類について」参照)
- ③ 不備などなければ受付され、**20日程度**で監理技術者資格者証が交付されます。(簡易書留郵便で送付)
なお、資格者証再交付申請書の4枚目が申請者控となりますので、切り離して保管してください。
※本部(東京都千代田区)では受付していませんので、ご注意ください。

(3) 当センターホームページよりインターネットで申請する方法

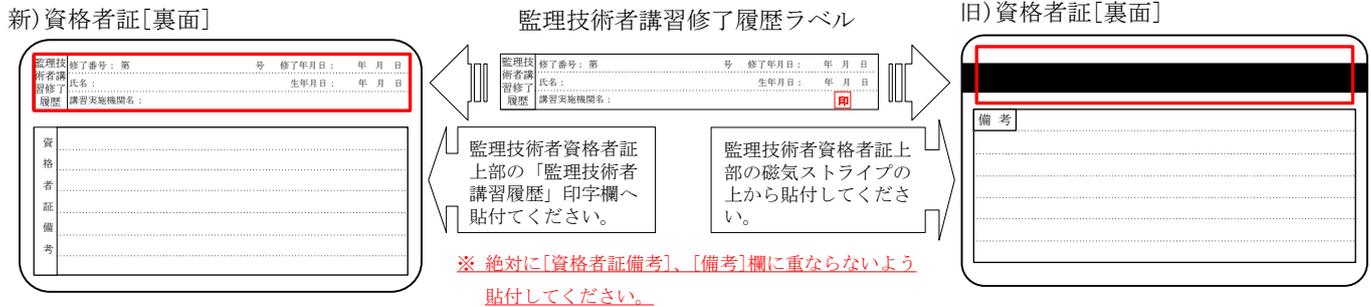
- ① 当センターホームページ(<http://www.cezaidan.or.jp/>)のインターネット申込み画面より、「再交付申請」を選択し、必要事項を入力し、送信します。
＜再交付申請の際に、資格者証の記載内容に変更がある場合は、「再交付(変更届出)申請」を選択＞
- ② インターネット申込み完了後、交付申請に必要な書類を記載した「申請必要書類送付依頼状」を郵送いたします。
記載された案内に従って必要書類を本部管理課まで返送してください。
(なお、すべての申請必要書類を電子ファイルで添付し、交付等手数料をクレジットカード決済等でお支払い頂くなど一定条件を満たした場合は、「申請必要書類送付依頼状」の郵送が発生せず、インターネット上ですべての手続きが完了します。)※クレジットカード決済等とは、クレジットカード決済、ペイジー決済、インターネットバンキング、コンビニエンスストアでのお支払いを指します。
- ③ 不備などなければ受付され、**10日程度**で監理技術者資格者証が交付されます。(簡易書留郵便で送付)

3. 資格者証交付後の監理技術者講習受講修了履歴の取扱いについて

◆ 監理技術者資格者証交付後に監理技術者講習履歴を貼付する場合

- (1) 監理技術者講習を修了された方であっても、資格者証交付申請書に講習修了履歴の記載がなかった場合は、講習実施機関が発行する「講習修了履歴を記載したラベル」を資格証の所定箇所へ貼付等をもって表記となります。
- (2) 資格者証交付後に、新たに講習を修了された方の講習修了履歴の表示は、上記(1)と同様に、講習実施機関が発行する「講習修了履歴を記載したラベル」の貼付等をもって表記となります。

※ 監理技術者講習修了履歴の貼付につきましては下記をご参考になしてください。



9. 資格者証交付申請に関するお問い合わせ先

(一財) 建設業技術者センター 各都道府県支部・事務所 (裏表紙参照)

※ なお、インターネットでの申請に関するお問い合わせは本部のみとなります。

本 部 TEL 03-3514-4711

問合せフォーム http://www.cezaidan.or.jp/ce_mail.html

10. 交付申請書類等の入手方法について

交付申請書類等の入手は、以下の4通りの方法があります。

① 最寄りの支部・事務所(裏表紙参照)の窓口にて入手する方法

- ・ 支部・事務所の窓口で直接お渡しします。
- **郵送を希望の方は②又は③で依頼ください。**

② 本部申請書係(以下参照)に以下内容を記載したメモをFAXして入手する方法

- ・ メモ「希望する書類(例)1級用申請書〇部希望、送付先(郵便番号、住所、氏名)、電話番号を記載したもの」

(送信先) (一財)建設業技術者センター本部 申請書係 宛

TEL 03-3514-4711 FAX 03-3556-0340

→当センターより申請書を郵送します。

③ 当センターホームページを利用して入手する方法

- ・ <http://www.cezaidan.or.jp/>
 - 5部まで: 「申請書類申込み画面」より書類の部数、送付先等を入力してください。
 - 6部以上: 「資格者証交付申請書類送付依頼書」をダウンロードして印刷・記入しFAXしてください。
- 当センターより申請書を郵送します。

④ 当センターホームページを利用してご自身で印刷する方法

- ・ <http://www.cezaidan.or.jp/>
- 「申請書類印刷画面」より申請書類をダウンロードし印刷してください。

※ 申請書類を印刷される方へ

- 「銀行振込」でのお支払をご希望の方のみ、ご利用いただけます。
- 「郵便振替」(郵便局)でのお支払をご希望の方は、ご利用できませんのでご注意願います。

11. 「合格証明書」等の書き換え・再交付

「合格証明書」等を紛失して再交付を受けたい場合や、記載事項（氏名など）に変更があり、書き換えが必要な場合に、以下の各機関に連絡して所定の手続きを行ってください。

監理技術者資格者証の変更届や再交付については（一財）建設業技術者センターへお問い合わせください。

◆技術検定 次の地方整備局等は「合格証明書」の再交付と書き換えの担当窓口です。

●国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp> 「施工管理技士合格証明書」等で検索
「合格通知書」の紛失等については各技術検定の指定試験機関にお問い合わせください。

地方整備局等	申請者の現住所等 所在の都道府県名	建設機械 施工技士	土 木 施工管理技士	建 築 施工管理技士	電気工事 施工管理技士	管 工 事 施工管理技士	造 園 施工管理技士
北海道開発局 TEL(011)709-2311(代)	北海道	事業振興部 機械課	事業振興部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	事業振興部 都市住宅課
東北地方整備局 TEL(022)225-2171(代)	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	建政部 都市・住宅整備課
関東地方整備局 TEL(048)601-3151(代)	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨・長野	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 整備課	営繕部 整備課	建政部 都市整備課
北陸地方整備局 TEL(025)280-8880(代)	新潟・富山・石川	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 計画課 TEL(025) 280-8705	営繕部 計画課 TEL(025) 280-8705	営繕部 計画課 TEL(025) 280-8705	建政部 都市・住宅整備課
中部地方整備局	岐阜・静岡・愛知・ 三重	企画部 施工企画課 TEL(052) 953-8180	企画部 技術管理課 TEL(052) 953-8131	営繕部 技術・評価課 TEL(052) 953-8194	営繕部 技術・評価課 TEL(052) 953-8194	営繕部 技術・評価課 TEL(052) 953-8194	建政部 都市整備課 TEL(052) 953-8573
近畿地方整備局 TEL(06)6942-1141(代)	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	建政部 都市整備課
中国地方整備局 TEL(082)221-9231(代)	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	建政部 都市・住宅整備課
四国地方整備局 TEL(087)851-8061(代)	徳島・香川・愛媛・ 高知	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	建政部 都市・住宅整備課
九州地方整備局 TEL(092)471-6331(代)	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島	企画部 施工企画課	企画部 技術管理課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	営繕部 技術・評価課	建政部 都市・住宅整備課
沖縄総合事務局 TEL(098)866-0031(代)	沖縄	開発建設部 道路管理課	開発建設部 技術管理課	開発建設部 営繕課	開発建設部 営繕課	開発建設部 営繕課	開発建設部 技術管理課

◆ 国土交通
大臣認定

国土交通省土地・建設産業局(建設業課)

●国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp> 「大臣認定書書換え」等で検索

◆ 建築士

国土交通省各地方整備局等の都市・住宅整備課等(1級)又は各都道府県の建築士所管課(2級)

◆ 技術士

(公社)日本技術士会技術士試験センター TEL(03)3459-1333(代)

◆ 技能検定

各都道府県の職業能力開発課

◆ 消防設備士

(一財)消防試験研究センターの各支部等

メ モ

一般財団法人 建設業技術者センター支部・事務所一覧表

平成29年4月1日現在

北海道支部	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館4F	TEL011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号 旭川建設業会館2F	TEL0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017 帯広市西7条南6丁目2番地 帯広建設会館3F	TEL0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館別館	TEL018-865-3665
山形県支部	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL023-624-6880
福島県支部	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館2F	TEL027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL043-241-6067
東京都支部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館 2F	TEL03-3297-2680
神奈川県支部	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 VORT横浜関内Ⅱ2F	TEL045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL025-285-4192
富山県支部	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL076-442-2188
石川県支部	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL076-242-3591
福井県支部	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL055-228-3438
長野県支部	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウススポット静岡15F	TEL054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008 名古屋市中区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL052-953-0635
三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館2F	TEL077-521-1320
京都府支部	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル3F	TEL075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号 建設交流館4F	TEL06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6F	TEL078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227 奈良市林小路町8番の1 ニッセイ奈良若草ビル4F	TEL0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地 MGビル2F	TEL073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地 鳥取県建設会館2F	TEL0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号 島根県建設業会館2F	TEL0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館3F	TEL086-223-5158
広島県支部	〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ8F	TEL082-240-8810
山口県支部	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館4F	TEL083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1 徳島県建設センター4F	TEL088-653-0150
香川県支部	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館6F	TEL087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0001 松山市一番町3丁目3番地3 菅井ニッセイビル7F	TEL089-947-6385
高知県支部	〒780-0870 高知市本町2丁目2番29号 畑山ビル4F	TEL088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館4F	TEL092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号 太陽生命佐賀ビル4F	TEL0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館1F	TEL095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号 熊本県建設会館3F	TEL096-366-1787
大分県支部	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号 大分県建設会館3F	TEL097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001 宮崎市橘通西2丁目4番20号 アクア宮崎ビル2F	TEL0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター4F	TEL099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館3F	TEL098-879-7699